

【相談支援編】
指定障害福祉サービス事業所等に
対する集団指導

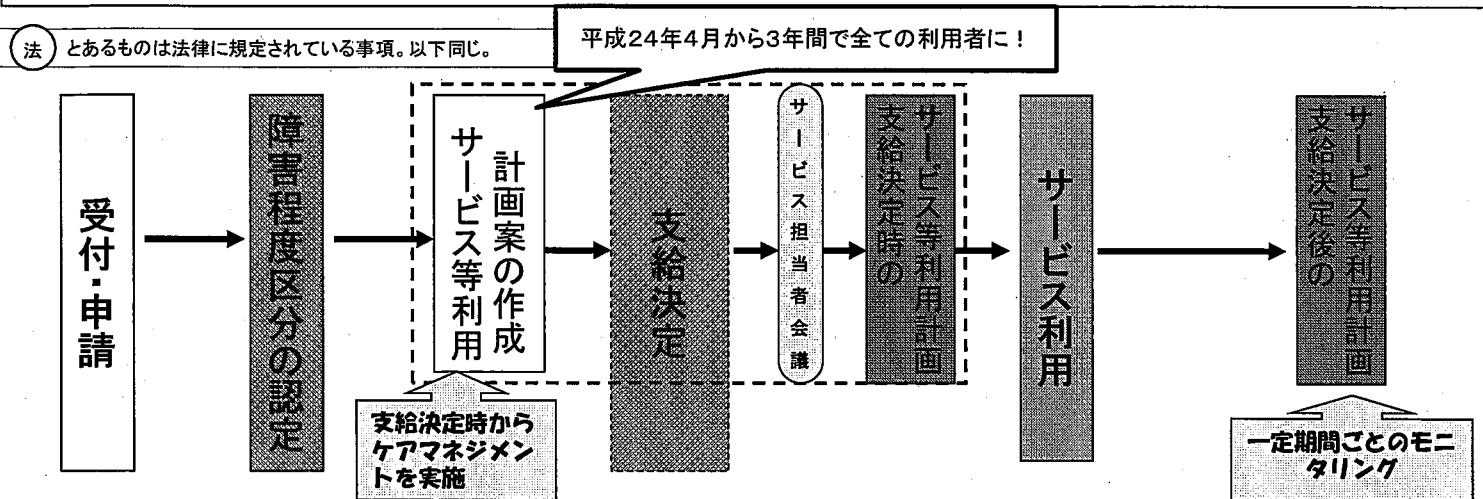
④計画相談支援事業に
関すること 他

平成26年3月18日
岡山県保健福祉部障害福祉課



支給決定プロセスの見直し等

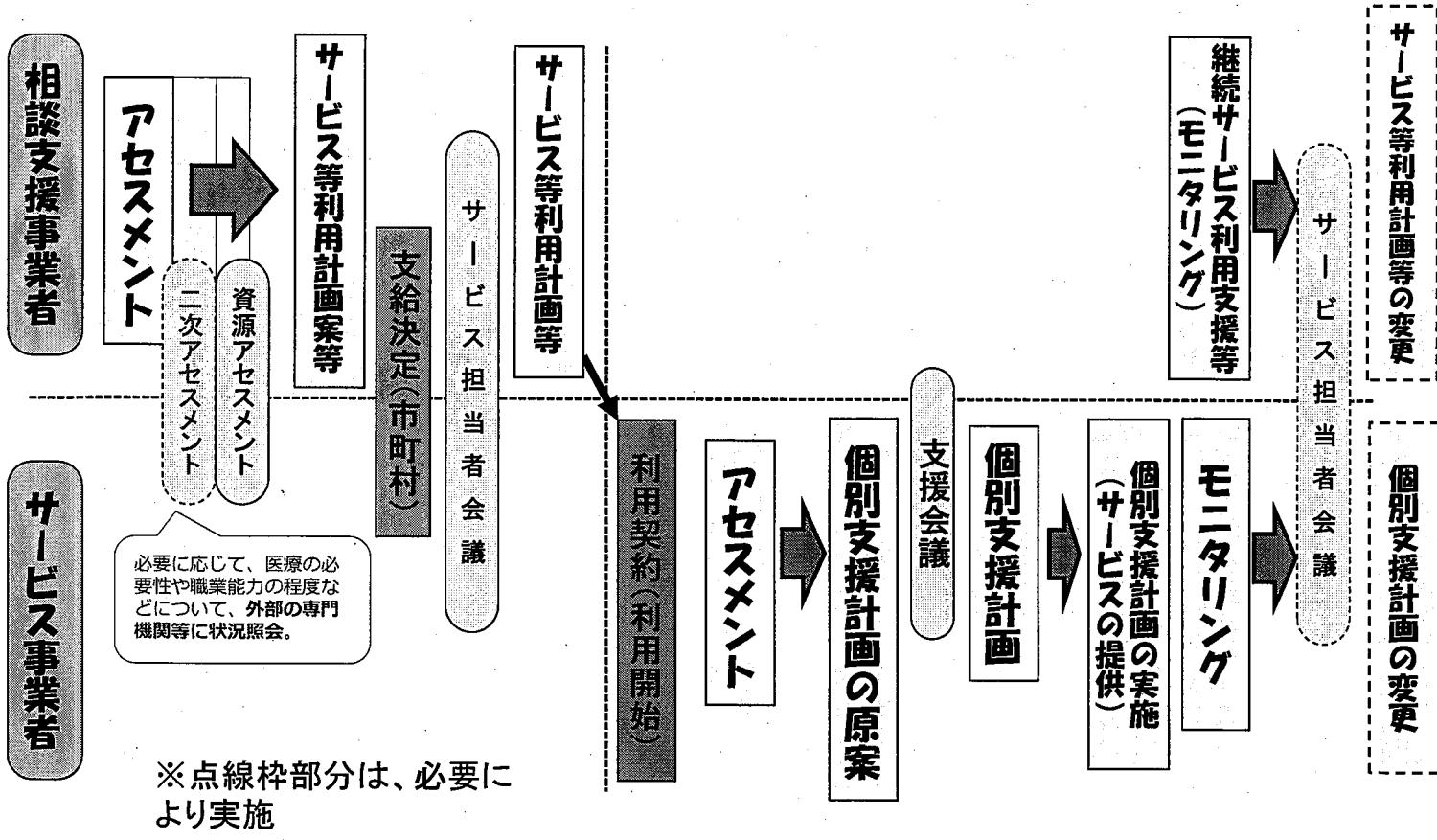
- 法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。
- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



ポイント

- ①相談支援専門員が作成したサービス等利用計画案をもとに、市町村が障害福祉サービス等の支給決定を行う。
- ・サービス等利用計画案は、サービスの支給決定の根拠となる。
 - ・制度が複雑な中で、相談新専門員という専門職が本人のニーズに沿った支援は何か、という事を一緒に考えてもらえる。(福祉サービスだけでなく生活全般を捉えたプラン)
- ②サービス担当者会議の開催による支援の方向性の統一が図られる。
- ・相談支援専門員が中心となり、関係機関を招集したサービス担当者会議を開催することにより、支援の方向性を統一するとともに、チームにより質の高いサービスが提供できる。
- ③サービス利用後の状態や環境の変化があった際にも対応が可能となる。
- ・定期的なモニタリングを通じ、本人のニーズに沿った支援を行う。
- ④相談支援を通じ、地域課題の把握を行う。
- ・全ての利用者に計画相談支援を導入することにより、今まで見えなかつた、地域課題の把握を行うことができる。

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と 障害福祉サービス事業者の関係



※点線枠部分は、必要により実施

サービス等利用計画及び障害児支援利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画等については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者等が、サービス等利用計画等における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者等 (計画作成担当)

- アセスメント
- ・障害者の心身の状況
 - ・その置かれている環境
 - ・日常生活の状況
 - ・現に受けているサービス
 - ・サービス利用の意向
 - ・支援する上で解決すべき課題
 - ・その他

サービス等利用計画等

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービス等に加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者等

- アセスメント
- ・置かれている環境
 - ・日常生活の状況
 - ・利用者の希望する生活
 - ・課題
 - ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(支給要否決定等)

第二十二条

4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。 ←セルフプランの規定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二条の二 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二条の四 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案)

第十二条の五 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

附則

(サービス等利用計画案の提出に関する経過措置)

第五条 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十二条の二及び第三十四条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であって市町村が必要と認めるとき」とする。

※児童福祉法に基づく障害児通所給付を受ける場合も同様の規定がある。

計画相談支援・障害児相談支援

1. 対象者

→ 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大。
具体的な対象者については、以下のとおり。

(障害者自立支援法の計画相談支援の対象者)

- ・ 障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児
- ・ 地域相談支援を申請した障害者

※ 介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。

(児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児通所支援を申請した障害児

→ 対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要であるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに原則としてすべての対象者について実施。

また、新規利用者、従前のサービス利用計画作成費の支給対象者(※)、施設入所者を優先して拡大することとし、年次計画や個別の対象者の選定については、市町村が上記の優先対象を勘案して判断。

なお、施設入所支援と就労継続支援B型又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

- ※ ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
③ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)

2. サービス内容

○ 支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)

- 法 ① 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成。
② 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○ 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

- 法 ① 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)。
② サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

3. 事業の実施者(市町村が指定する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当))

(指定手続)

- 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。(事業所の所在地以外の市町村の障害者(児)への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。)
→ 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
① 三障害対応可(事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合でも、他の事業所との連携により対応可能な場合や、身近な地域に指定特定・障害児相談支援事業所がないときを含む。)
② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

(人員基準)

- 管理者及び相談支援専門員(従前の指定相談支援事業者と同じ)とする。

※ 事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない。(地域相談支援は業務に支障がないものとして兼務可)
ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(運営基準)

- 計画作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成。
○ 計画作成手続
① 支給決定前に、利用者の居宅等への訪問面接によるアセスメントを行い、計画案(モニタリング期間の提案を含む)を作成。
② 利用者等の同意を得て、計画案を利用者に交付。
③ 支給決定後、事業者と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、計画案の内容の説明及び意見を求める。
④ ③により意見を求めた計画案について、利用者等に説明し、文書により同意を得て、計画を利用者に交付。
- 揭示等
重要事項(運営規定の概要、業務の実施状況、従事する者の資格、経験年数、勤務体制等)の掲示義務の他、公表の努力規定。

※ その他、従前の指定相談支援に係る指定基準と同様に、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

(その他)

- 障害児については、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることが基本。
→ 市町村直営の場合には、支給決定を行う組織とは独立した体制が確保されている場合に限り、指定。

勘案事項

- 障害者等の心身の状況
- 障害者等の置かれている環境
 - ・ 家族状況
 - ・ 障害者等の介護を行う者の状況
 - ・ 生活状況(日中活動の状況(就労・通所施設等)、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ(乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等)の変化)
- 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- 生活全般の解決すべき課題
- 提供される各サービスの目標及び達成時期
- 提供されるサービスの種類、内容、量 等

3 モニタリング期間設定等の手続(省令事項)

- ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、6ヶ月ごと等)案」を記載。
 - ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出(併せて支給申請書、計画担当事業者の届出書を提出)。
 - ③ 市町村は、サービスの支給決定に併せ、計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費を含む。以下同じ。)の支給を通知。その際、市町村は、「モニタリング期間(毎月、6ヶ月ごと等)」等を定め、対象者に通知。(受給者証にも記載。)
 - ④ モニタリング期間を変更(毎月→6ヶ月等)する場合には、市町村は、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知。(対象者に受給者証の提出を求めモニタリング期間の記載を変更)。
- ※ 計画相談支援給付費の支給期間は、サービス等利用計画の作成月からサービスの最長の有効期間の終期月を基本。
- ※ モニタリング期間の設定に当たっては、モニタリング実施月の特定等のため、当該モニタリング期間に係るモニタリングの開始月と終期月を設定。
・開始月 → サービスの有効期間の終期月にモニタリングを実施することとした上で、モニタリング期間を踏まえて設定。
・終期月 → 原則、計画相談支援給付費の支給期間の終期月とする。
ただし、毎月実施する者は原則最長1年以内(新規又は変更により著しくサービス内容に変動があった者は3ヶ月以内を基本とする)。
- ※ 利用者が相談支援事業者の変更を希望する場合には、相談支援事業者の変更届出書及び受給者証を市町村に提出。
市町村が受給者証の記載を変更し利用者に返還。
- ※ 対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定可。

4 その他の論点

セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)によるモニタリングは実施しないこととする。

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅)と兼務する場合のモニタリング等の取扱い

相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、従前と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。

サービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅すべて)と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングや支給決定の更新又は変更に係るサービス利用支援については当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行うことを基本とする。

- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合(計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。)
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

4. 報酬

○ 計画相談支援・障害児相談支援は、従前のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて基本報酬を設定しつつ、従前の特定事業所加算分を組み入れて報酬単位を引上げ。

- ・ サービス利用支援・障害児支援利用援助(計画作成) 1,600単位／月
- ・ 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助(モニタリング) 1,300単位／月
- ・ 特別地域加算 +15／100
- ・ 利用者負担上限額管理加算 150単位

※ 介護保険のケアプランが作成されている利用者にサービス等利用計画の作成を求める場合であって、同一の者が作成を担当する場合には、報酬上の調整を行う。

※ 障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合には、計画相談支援及び障害児相談支援の対象となる。この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給。

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間

1 基本的な考え方

- ・ 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- ・ 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示す。

2 モニタリング期間の設定(省令事項)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、心身の状況、その置かれている環境等及び以下の標準期間を勘案して市町村が必要と認める期間とする。

標準期間

- ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者※④を除く → 利用開始から3ヶ月間、毎月
② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く

ア 以下の者(従前の制度の対象者)

→ 毎月

- ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)

イ ア以外の者

→ 6ヶ月ごとに1回

- ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援※①及び④を除く → 1年ごとに1回

- ④ 地域移行支援、地域定着支援

→ 6ヶ月ごとに1回

県内市町村の相談支援事業所数(平成26年2月現在)

計画相談支援等の進歩率（平成25年12月末現在）

市町村名	指定特定相談支援	指定障害児相談支援	計
岡山市	21	11	32
倉敷市	15	11	26
津山市	7	7	14
玉野市	3	2	5
笠岡市	2	1	3
井原市	2	1	3
総社市	3	3	6
高梁市	3	1	4
新見市	2	0	2
備前市	1	1	2
瀬戸内市	2	1	3
赤磐市	0	0	0
真庭市	1	1	2
美作市	0	0	0
浅口市	1	0	1
和気町	2	2	4
早島町	1	1	2
里庄町	0	0	0
矢掛町	0	0	0
新庄村	0	0	0
鏡野町	0	0	0
勝央町	2	1	3
奈義町	0	0	0
西粟倉村	0	0	0
久米南町	0	0	0
美咲町	0	0	0
吉備中央町	1	1	2
合計	69	45	114

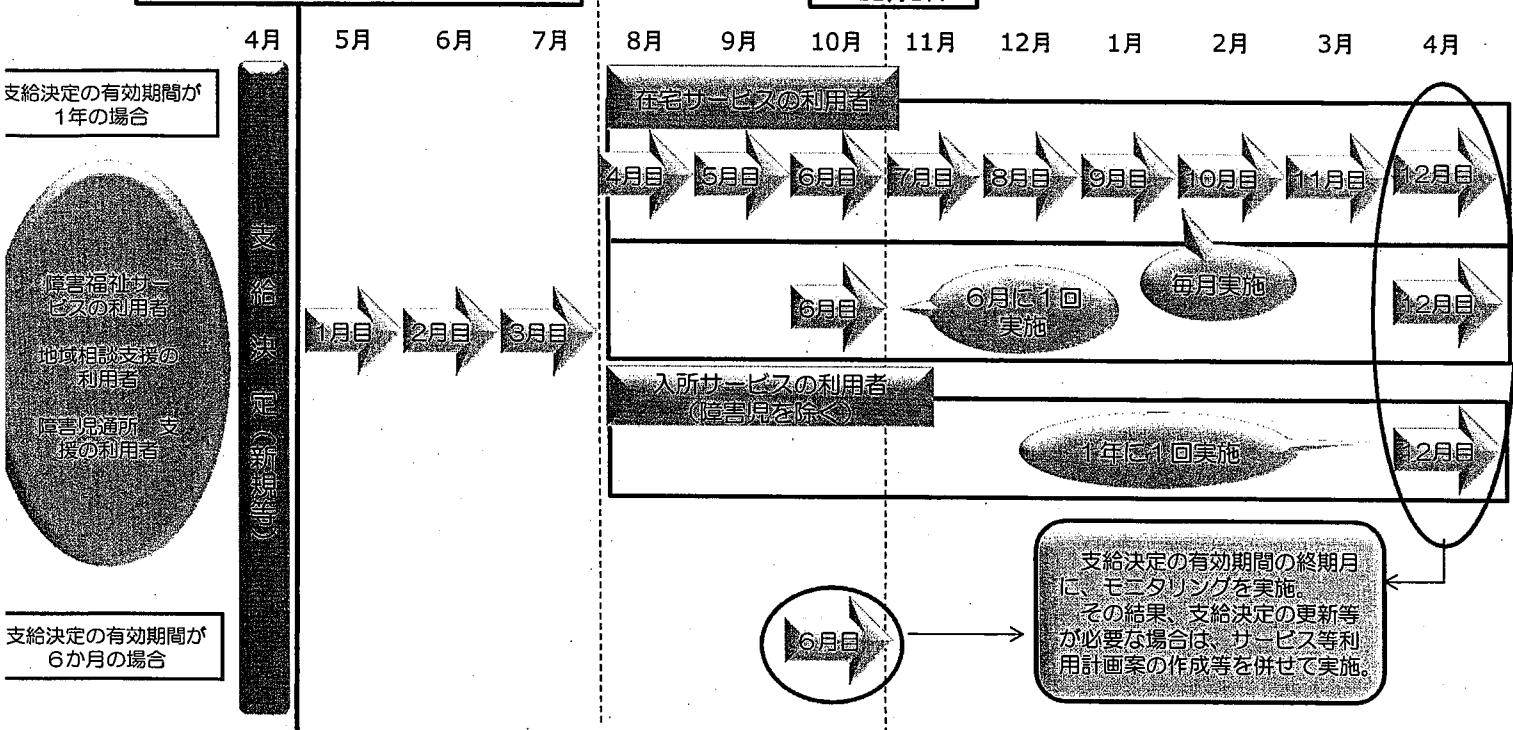
市町村		障害者総合支援法分 営利・非営利事業者		児童福祉法分 営利・非営利事業者	
障害者総数	障害者総数	計画作成率	計画作成率	運営率	運営率
等受託件数	(※1)	b (※2)	a (※2)	b/a(%)	a (※3)
合 計	14,079	1,554	21	11.04%	5,258 (※4)
岡 山 市	4,776	291	把握していない	6.09%	1,715 (※4)
倉 敦 市	3,388	227	0	6.76%	1,799 (※4)
津 山 市	1,176	272	0	23.13%	277 (※4)
玉 野 市	389	71	0	17.76%	245 (※4)
笠 岡 市	385	7	0	1.82%	104 (※4)
井 原 市	309	0	0	42.07%	121 (※4)
総 社 市	403	117	0	29.05%	248 (※4)
高 梁 市	228	15	0	6.50%	98 (※4)
新 見 市	227	44	0	19.36%	60 (※4)
福 前 市	342	10	0	2.92%	22 (※4)
戸 内 市	281	53	21	18.86%	60 (※4)
鞆 市	321	28	0	87.72%	85 (※4)
大 真 庭 市	411	41	0	9.98%	6 (※4)
美 作 市	265	79	0	29.81%	36 (※4)
浅 井 市	250	6	0	2.40%	108 (※4)
和 気 町	153	26	0	16.99%	12 (※4)
早 鳥 町	74	28	0	37.84%	73 (※4)
庄 町	73	1	0	1.37%	17 (※4)
掛 町	104	0	0	0.00%	41 (※4)
庄 村	3	0	0	0.00%	0 (※4)
新 田 町	107	3	0	2.80%	27 (※4)
勝 野 町	67	7	0	10.45%	23 (※4)
美 味 町	43	2	0	4.65%	6 (※4)
萩 町	24	0	0	0.00%	0 (※4)
西 久 保 町	41	5	0	12.20%	9 (※4)
南 町	120	4	0	3.33%	44 (※4)
大 町	129	87	0	67.44%	22 (※4)

なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。

5月1日に新規に利用開始する場合の例



都道府県別 計画相談実績（平成25年12月末時点）

※1 開業時点での障害福祉サービス又は地域相談支援サービスの受給者数
※2 開業時点での障害福祉サービス等利用登録者数（市町村に於いて「サービスどり」が提出された実績数）
※3 平成25年12月時点の実績のうち、三重県は平成25年1月分を報告。

No.	都道府県名	障害福祉サービス等 受給者数 ^a (※1)	計画作成済人数 ^b (※2)	達成率 b/a (%)	障害福祉サービス等 受給者数 ^(※1)	児童福祉法区分(※3)	
						計画作成済人數 ^b (※2)	達成率 b/a (%)
1	北海道	50,863	10,012	19.7%	14,179	43,246	22.7%
2	青森県	11,223	4,431	39.5%	1,488	694	46.6%
3	岩手県	10,232	2,822	27.4%	1,721	365	21.2%
4	宮城県	13,809	2,081	15.1%	2,528	202	8.0%
5	秋田県	7,880	3,035	38.6%	659	339	51.4%
6	山形県	7,192	2,990	41.6%	1,308	593	45.3%
7	福島県	12,240	3,664	29.9%	2,236	1,054	47.1%
8	茨城県	16,272	3,503	21.5%	3,781	731	19.3%
9	栃木県	11,149	2,619	23.5%	2,048	565	27.6%
10	群馬県	10,110	4,027	39.8%	1,481	701	47.3%
11	埼玉県	30,679	7,704	25.3%	5,998	1,260	21.0%
12	千葉県	28,793	7,678	26.7%	7,665	2,051	26.8%
13	東京都	71,940	10,259	14.3%	14,370	2,106	14.7%
14	神奈川県	44,824	5,887	13.1%	10,239	2,881	28.1%
15	新潟県	14,559	4,918	33.8%	1,902	609	32.0%
16	富山県	6,121	2,198	35.9%	1,166	412	35.3%
17	石川県	7,742	1,895	24.5%	1,186	472	39.8%
18	福井県	6,283	2,159	34.4%	929	193	20.8%
19	山梨県	5,401	1,458	27.0%	869	283	32.6%
20	長野県	13,789	5,019	36.4%	2,015	750	37.2%
21	岐阜県	11,382	4,141	34.6%	4,416	1,566	35.5%
22	静岡県	20,184	3,994	19.8%	4,156	1,233	29.7%
23	愛知県	39,357	20,271	51.5%	10,158	2,518	24.8%
24	三重県	11,606	2,081	17.9%	2,118	431	20.3%
25	滋賀県	9,609	2,020	21.0%	1,570	153	9.7%
26	京都府	18,340	1,534	8.4%	3,738	368	9.8%
27	大阪府	64,177	8,382	13.0%	12,633	1,881	14.9%
28	兵庫県	34,945	5,561	15.9%	7,436	1,352	18.2%
29	奈良県	8,344	1,319	14.9%	2,684	710	26.5%
30	和歌山県	8,106	3,311	40.8%	1,991	207	10.4%
31	鳥取県	5,613	1,876	33.4%	642	81	12.6%
32	島根県	6,982	2,410	34.5%	869	491	56.5%
33	岡山県	14,079	1,554	11.0%	5,258	584	11.1%
34	広島県	19,409	5,324	27.4%	6,543	1,626	24.9%
35	山口県	9,969	4,543	45.6%	1,824	1,044	57.2%
36	徳島県	7,033	2,874	40.9%	1,844	814	44.1%
37	香川県	5,938	2,046	34.5%	1,172	461	39.3%
38	愛媛県	11,025	3,205	29.1%	2,283	1,095	48.0%
39	高知県	5,715	1,293	22.6%	929	169	20.4%
40	福岡県	36,555	3,070	8.4%	5,833	854	14.6%
41	佐賀県	6,373	935	14.7%	853	195	22.9%
42	長崎県	12,567	3,259	25.9%	1,953	666	34.1%
43	熊本県	14,670	5,141	35.0%	3,208	1,472	45.9%
44	大分県	9,991	3,678	37.2%	1,344	545	40.6%
45	宮崎県	9,187	2,760	30.0%	1,331	629	47.3%
46	鹿児島県	15,311	5,903	38.6%	4,217	1,784	42.3%
47	沖縄県	12,241	3,294	25.4%	2,987	843	28.2%

O:厚生労働省社会保険局障害福祉課障害福祉課
◎:30%以上～40%未満：313箇所 / 10%以上～20%未満：315箇所 / 20%以上～30%未満：315箇所 / 30%以上～40%未満：313箇所 / 10%未満：355箇所 / 対象者なし：4箇所

都道府県
各指定都市
中核市
厚生労働省社会福祉課障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を
進めるに当たっての基本的考え方等について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。平成24年4月に施行された障害者自立支援法（現：障害者の総合支援法（以下「障害者総合支援法」という。））等関係法令の改正により、平成27年度からは、障害福祉サービス・地域相談支援や障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定を行う市区町村は、それらに係る申請があつた全ての事例において申請者に対してサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）の提出を求めるものとされました。また、平成24年度から平成26年度までの3年間で、そのための体制整備を進め必要があります。しかしながら、法令改正の施行から2年が経とうとしている現時点での進歩を確認すると、都道府県・市区町村によっては順調に体制整備が進んでいるところもある一方、全体としては障害福祉計画における見込み等と比べて非常に低い水準にとどまっている状況です。

つきましては、当初の予定どおり体制整備が進んでいない都道府県・市区町村においては、準備期間の最終年度である平成26年度においては、障害福祉サービス・地域相談支援や障害児通所支援の利用者等の期待に応えるためにも、体制整備に係る取組のより一層の推進を図っていただきようお願いいたします。
なお、この機会に、全ての利用者についてサービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成等（モニタリングを含む。以下「計画相談支援等」という。）が行われることを原則とした理由、体制整備のために都道府県・市区町村の担うべき役割、当省において進めている支援策等について改めて整理するとともに、

（1）計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法
(2) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所（以下「特定相談支援事業所等」といふ。）の作成するものに代えて提出することができる計画案（以下「セルフプラン」という。）を受け付けるに当たっての留意事項をとりまとめましたので、今後の体制整備を進めるに当たっての参考としていただきりますよう、お願いいたします。

記

1. 全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

地域において計画相談支援を進めるに当たっては、都道府県、市区町村及び事業者が計画相談支援の必要性について認識を共有し、利用者に対しても分かりやすく説明することが重要である。参考までに、社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）における記載事項を整理すると、次のとおりである。

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持つた担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

2. 計画相談支援等の進捗状況

第3期障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）において各都道府県・市区町村が立てた見込値に基づくと、平成27年度から支給決定する全ての利用者に対応するためには、平成26年度には支給決定の更新及びモニタリングを合わせて毎月平均で18.9万件に対応できないような体制にならなければならぬが、平成25年10月分の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）データでは、計画相談支援の提供件数は4.3万件となつている。また、障害児相談支援の提供件数は0.8万件となっており、障害福祉計画上、位置づけられていないため見込値との比較はできないが、障害福祉サービス・地域相談支援と障害児通所支援の利用者数の比率から見れば、同様に進歩が遅れている状況であることが分かる。

一方、都道府県ごとの進捗状況を確認すると、非常に大きな乖離があり、最も進んでいるところでは既にサービス利用者一人あたり1,500件に近い支給実績があるが、最も進んでいないところではその約5.9分の1にとどまっている状況である（平成25年10月国保連データ）。

また、全市区町村に対し、サービス等利用計画等の作成済み者数の実態把握を各都道府県経由で調査したところ、全国ベースでは、サービス等利用計画については全利用者の23.9%、障害児支援利用計画については25.2%が作成済みという状況であった。さらに、これについても都道府県ごと・市区町村ごとに非常に大きな乖離があり、最も進んでいるところでは既に全利用者の半分以上で計画が作成済みとなっているが、最も進んでいないところではその約6.2分の1にとど

まっている状況である（平成 25 年 12 月厚生労働省調べ）。
このような状況の中、取組が進んでいないところの底上げを行うことが今後の
重要な課題であり、そのためには、特に都道府県・市区町村が一体となって体制
整備に取り組むことが極めて重要である。

3. 計画相談支援等の体制整備を進めるために

（1）基本的考え方

- 計画相談支援等の体制整備を進めている場合には、既に障害保健福祉関係主管課長会議等の場で繰り返し説明しているように、次の 3 段階が必要である。
 - まず、支給決定を行う各市区町村が管内の利用者等の状況を把握して体制整備の見通しを立てること
 - その上で、各都道府県が、管内市区町村の状況を集約した上で、相談支援専門員の必要数の見込みを立て、養成研修を進めるここと
 - さらに、都道府県・市区町村において、特定相談支援事業所等の設置に向けた関係者への働きかけや、各事業所が必要な相談支援専門員の確保を行うための支援を行うこと

（2）市区町村の役割

市区町村は、支給決定を行う立場であり、計画相談支援等の体制整備に関する一義的な責任を果たすことが求められる。障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込みを立てるのは以前から行われてきたものであるが、その見込みに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を適切に見込むことが求められる。また、それに当たっては、障害児通所支援の利用者数についても併せて考慮することが必要である。

その上で、管内又は近隣のサービス事業所に対して、特定相談支援事業所等の開設の働きかけを行うことが必要である。その際には、例えば半年後・1 年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を適切に事業所側に提供し、事業所側として将来的な業務計画等を立てることができることが極めて重要である。

さらに、適切な計画相談支援等が実施されるようには特定相談支援事業所等のバックアップの体制づくりを行うことも重要である。そのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる。

また、協議会を活用し、障害福祉サービス事業者等とのサービス等利用計画等の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組

を進めさせていただきたい。

（3）都道府県の役割

都道府県の役割は、管内市区町村における業務を行うことができる体制を作成する保により、各特定相談支援事業所等が十分に業務を行うことができる体制を作ることのが求められる。

また、そのためには、管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを確約して、当該都道府県においては、相談支援専門員の必要数を見極めた上で、その確保のために十分な規模の養成研修を行うことが求められる。特に、体制整備がまだ十分に進んでいない現時点においては、養成研修の実施の体制が整った管内市区町村や法人等にその実施を委託・指定するなどして、相談支援専門員として業務を行うことが確実な研修希望者が研修を受けられないような事態にならないように対応する必要がある。

さらに、計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元するとともに、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援を行うとともに都道府県の重要な役割の一つである。都道府県が計画相談支援等の体制整備に主体的・積極的に取り組んでいるかどうかという点が、当該都道府県における体制整備の進捗状況を決める大きな要素の一つになっている。

（4）国の支援策等

厚生労働省としては、上記のような市区町村・都道府県の取組を支援するためには、次のような支援を実施又は検討しているところである。各市区町村・都道府県においては、下記についても活用を積極的に検討の上で、計画相談支援等の体制整備を進めていただきたい。

- ① 履用創出基金事業「地域人づくり事業」（平成 25 年度補正予算）
 - 特定相談支援事業所等が、都道府県又は市区町村からの委託を受け、地域の無業者（新卒者等を含む。）を、特定相談支援事業所等で雇用し、サービス等利用計画等の作成補助、地域の障害福祉サービス事業所や学校等の関係機関との意見交換等のサポート業務等を行わせる場合、その費用について都道府県の基金から補助することができる。各都道府県担当部局におかれています、基金の実施担当部局とも連携の上、本事業を有効に活用願いたい。
- ② 基幹相談支援センター等機能強化事業（平成 26 年度予算案）
 - 基幹相談支援センター（委託相談支援事業所）が、障害児者の卒業を控えた時期等に、学校等の現場に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言を行う等、現行の事業を柔軟に運用し、利用者のライフステージの移行に合

わせた総合的なサービス提供を円滑にするための人員を配置する場合に、その費用について地域生活支援事業において国からも財政支援を行おう予定であり、その活用を検討願いたい。

- ③ 個々の利用者の給付実績データの集計・分析機能（平成 25 年度補正予算）
国保連から市区町村に提供される給付実績データについては、通常は事業所単位での利用実績のみしか把握できないが、利用者単位での集計・分析を行う機能を附加することによって、例えば障害福祉サービスの利用に係る利用者単位の情報を特定相談支援事業所に提供する等、サービス等利用計画の内容の向上等に寄与することが可能となる。
- 平成 25 年度補正予算に計上された「障害者自立支援給付支払等システム事業」において、集計・分析機能を附加するためのシステム改修等を行う市区町村においては、これを有効に活用して計画相談支援等の推進に努められたい。

- ④ 計画相談支援等に関する調査研究事業による各種テキストの活用
標記については、障害者総合福祉推進事業（厚生労働省助成事業）において、これまで以下のとおりまとめられているところである。当省や研究実施団体のホームページに掲載されているので、特に新規に相談支援事業所を立ち上げる場合の体制整備に関連して活用を検討されたい。

【特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会】

● 平成 24 年度

「サービス等利用計画の評価指標に関する調査について」

- ・サービス等利用計画評価サポートブック http://hsk09.org/_src/sc476/keikaku_130617.pdf

● 平成 23 年度

「サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究」

- ・サービス等利用計画作成サポートブック修正版 6 月 Ver http://hsk09.org/_src/so477/keikaku_130617.pdf

※ 上記サポートブックでは、モニタリング時の様式は全て市区町村に提出する前提となっているが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準省令」という。）ではそこまでは義務づけておらず、以前発出した相談支援関係 Q & A でも義務づけられていない旨は明示している。本事務連絡においても引き続き同様の方針があるので、ご了知願いたい。

【特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会】

● 平成 23 年度

「相談支援事業の業務評価指標策定とソフトウェア開発事業」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaihou/shougai_shahukushi/cyousajitkyou/sougoufukushi/dl/1123_seikabutsu-08.pdf

● 平成 22 年度

特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会
「障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajitkyou/dl/seikabutsu7-1.pdf>

別添1

計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法

(1) 基本的考え方

- 計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化を図るため、より効率的な手続ができるような環境整備、相談支援専門員の省力化が図られるような計画相談支援等の実施プロセスの再構築が求められているところである。
- そのような中、可能な限り現場の相談支援専門員の観点を踏まえた上で、計画相談支援等のプロセスの中で、
- ・一般的に行われている手続よりも柔軟な対応が可能と考えられるがポイントと工夫の例
 - ・体制整備の加速化を図るために市区町村として積極的に検討していただきたいポイント
- を次のとおりまとめたので、今後、市区町村におかれでは、各特定相談支援事業所等の意見も十分に聴取した上で、当該市区町村における計画相談支援等のプロセス全体の見直しを行っていただくようお願いしたい。特に、基準省令や『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準について」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(以下「解釈通知」という。)』の範囲内で、各事業所等が効率的に業務を行うためにどうすればよいかという視点に立って柔軟にプロセスを見直すことが重要であり、各地域における計画相談支援プロセスの中で効率的な業務の実施を妨げているのは何かという点を見極めた上でそれらの改善を進めていただきたい。

(2) 計画相談支援等プロセスの効率化・省力化を進めるための留意事項

① 市区町村に求められる配慮の例

- (a) 特定の特定相談支援事業所等に業務が集中しないように配慮することが必要である。そのためには、市区町村や基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が、各特定相談支援事業所等の業務の繁忙状況を確認の上で、対応が可能な事業所を紹介する等の配慮が必要である。
- (b) 支給決定・受給者証発行に当たって、次のような配慮を検討することが必要である。
- ・受給者証の発行や支給決定の変更通知について、利用者等の同意の上、直接市区町村から特定相談支援事業所等にも写しを送付するよう配慮すること。

- ・4月から新たに児童発達支援を利用する障害児等、支給決定や支給決定の更新が予め把握できる利用者については、支給決定月よりも早期に特定相談支援事業所等に情報を提供し、十分な時間的余裕を持って業務を進める状態とする。
- ・計画相談支援等の業務量を分散させたため、例えば支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとすることも考えられる。

- (c) 計画相談支援等において、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならぬ業務は、
- ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
 - ・利用者等へのサービス等利用計画案等やサービス等利用計画等の説明
 - ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への説明・意見の聽取
 - ・サービスの補助業務（例：面談のためのスケジュール調整、記録のフーリオ打ち、書類整理等）については、各業務に対する習熟度等も勘査した上で、管理者の判断に基づき各事業所において補助職員に行わせることも可能である。市区町村においては、必要に応じて平成25年度補正予算による国の財政支援も活用しつつ、補助職員の確保について積極的に検討することが必要である。なお、モニタリングについても同様である。

② 柔軟な対応の工夫の例

(a) 初回面談

- アセスメントについて、基準省令では、相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合には、内容が堅微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

(b) サービス等利用計画案等の作成

- 基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画案等に対する同意を得るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、サービス等利用計画案等の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。

- (c) サービス事業所の調整・サービス担当者会議

基準省令では、サービス等利用計画等に位置づけた障害福祉サービス等の担当者を「招集」することとなり、原則としては関係者全員の参加を得た上で開催することとなるが、サービス担当者に参加を求める場合も業務の都合等で欠席となる場合には、会議を開き直す必要はなく、出席できなかつた担当者は別途、意見を求め、それらを必要に応じてサービス等利用計画等に反映させることで差し支えない。

(d) サービス等利用計画等の作成・提出

上記(b)と同様に、基準省令や解説通知では、サービス等利用計画等に対する同意を得るに当たって「居宅への訪問」を要件としている。利用者の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、利用計画の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。

(e) モニタリング

モニタリングの一環として行うアセスメントについて上記(a)と同様に、基準省令では相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを行っているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合には、内容が堅微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

また、モニタリングの結果として、サービス等利用計画等に変更がある場合は、再度居宅等への「訪問」は必須ではなく、電話や郵送等による確認でも差し支えない。

なお、サービス提供日時の変更又は変更がない場合は、利用者等への同意及びサービス担当者会議の開催は不要である。

③ その他

障害者総合福祉推進事業において、計画相談支援等の業務を行うに当たって、計画相談支援等の業務を行っている。本ソフトウェアは、以下のURLにおいて無料配布している。
<http://www.muse.dti.ne.jp/ssa/temp.html>

いわゆる「セルフプラン」を受け付けるに当たつての留意事項

(1) 基本的考え方

障害者総合支援法第22条第5項や児童福祉法第21条の5の7第5項では、市区町村からサービス等利用計画案等の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、相談支援事業所以外において作成されるサービス等利用計画案等（セルフプラン）を提出することができるとされている。

この「セルフプラン」自体は、障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものである。一方、一部の市区町村では、計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」を提出させるよう指導しているとの指摘もなされている。

については、各市区町村が「セルフプラン」を受け付けるに当たつての留意事項を下記に示すので、ご参照いただき、専門的な知見のもとで適切なサービス等利用計画等が作成される体制を進めていただきたい。

(2) 「セルフプラン」を受け付けるに当たつての留意事項

① 「セルフプラン」は、障害者総合支援法施行規則第12条の4及び児童福祉法施行規則第18条の14において「身近な地域に指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）がない場合又は申請者が希望する場合」に申請者が市区町村に提出できることとされており、このうち「申請者が希望する場合」については申請者の自由な意思決定が担保されていることであること。また、「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」については市区町村（都道府県）が必要な数・規模の事業所の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提であること。

② 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導するようなことは厳に慎むべきであること。

③ 指定特定相談支援事業者等がないことによる「セルフプラン」については、申請者が可能な限り速やかに適切な支援を受けられるように、日頃から指定特定相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべきであること。また、当該市区町村として管内の障害福祉サービス事業所等の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わる

ものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべきであること。さらに、必ずしも利用者等が希望して作成したものではないことを踏まえ、支給決定の更新時には、指定特定相談支援事業者等においてサービス等利用計画等を作成すべきであること。

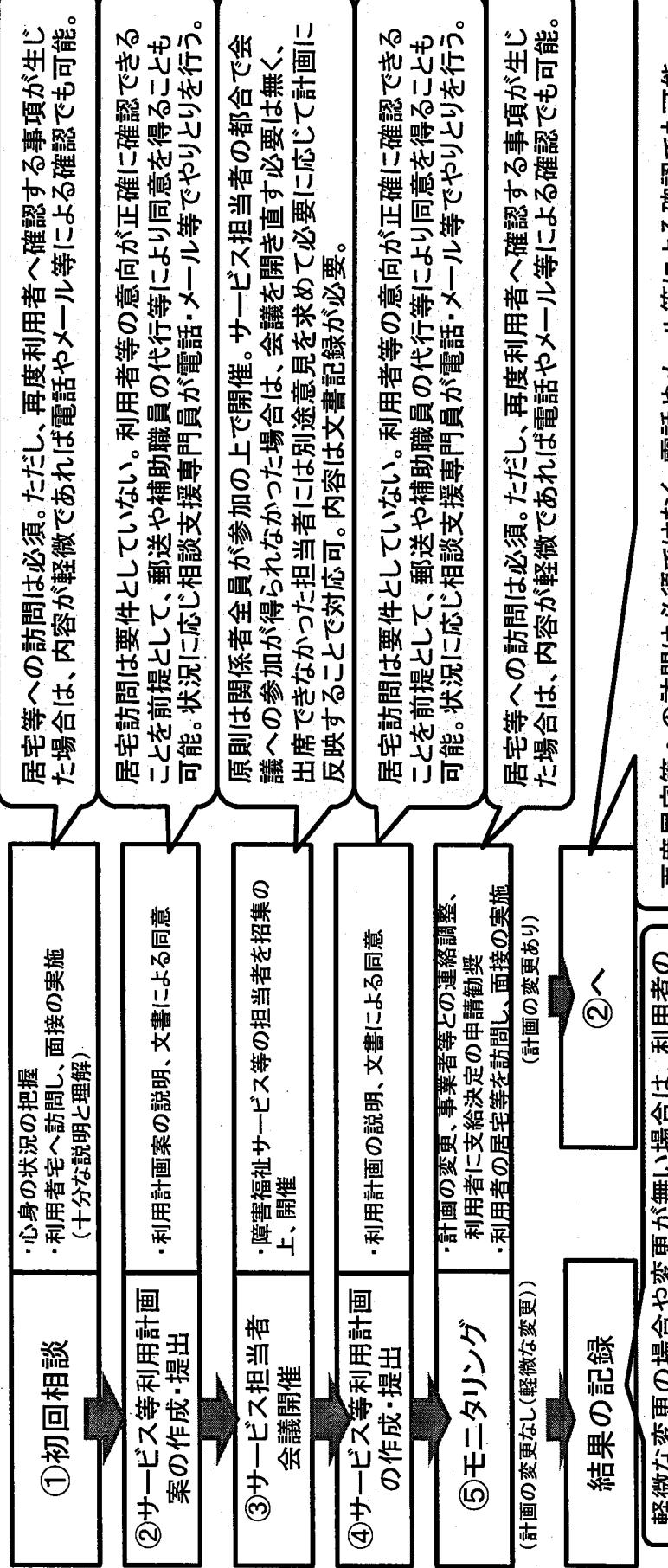
計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

- (市区町村に求められる配慮の例)
- 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮

- 支給決定・受給者証発行に当たって、
 - ・利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
 - ・支給決定の予定月よりも早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
 - ・支給決定に当たって、期限を利用者の誕生日等までとして計画相談支援の業務量を分散

- 特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例

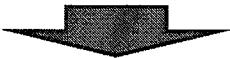


(関連資料①)

障害者自立支援法施行後3年の見直しについての論点 (平成20年社会保障審議会障害者部会資料より一部編集)

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)
研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
- ・専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
- ・施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。
→ サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要 (従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて)
○ 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
○ サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
○ 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

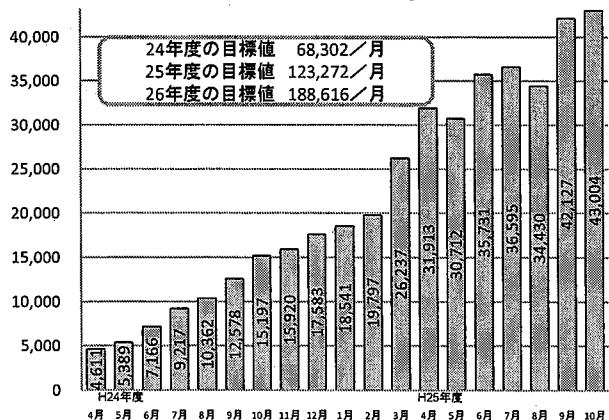
③ 自立支援協議会の活性化

- ・設置状況が低調
→ 法律上の位置づけの明確化
- ・運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
→ 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

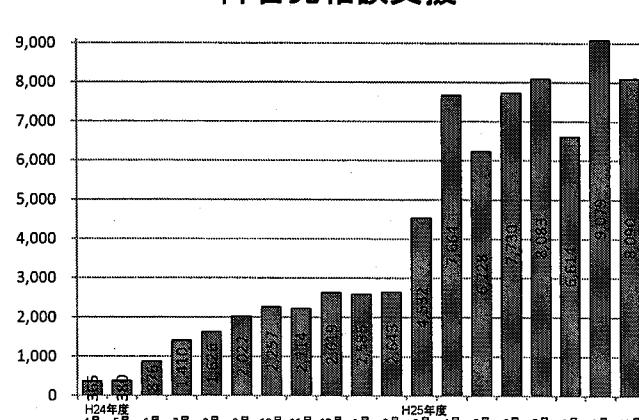
計画作成件数の見込みと実際の推移

- 平成27年度から利用者全員について計画が適切に作られるための体制づくりが必要。
→ 障害福祉サービス利用者 68.3万人、障害児支援利用者 13.6万人(H25.10月)
→ 障害福祉計画(H24~H26)では、支給決定の更新及びモニタリングも合わせて平成27年度から支給決定を行うすべての利用者に対応するためには、平成26年度は平均して毎月18.9万件に対応できるような体制になっている必要があると見込んでいる。
- 一方、平成25年10月を見ても月4.3万件にとどまっており、平成27年度から全例に対応できるような体制を作るためにはさらに取組を進める必要がある。

計画相談支援



障害児相談支援



※新規作成のほか、支給決定の更新時及びモニタリングを合わせた件数

計画相談支援給付費の請求とモニタリングの関係について

1 サービス利用支援費について

サービス利用支援費は、次の一連の流れを実施した場合に算定する。

- ①アセスメント(訪問面接) → ②サービス等利用計画案作成 → ③支給決定後、サービス担当者会議の開催
→ ④サービス等利用計画交付

2 継続サービス利用支援費について

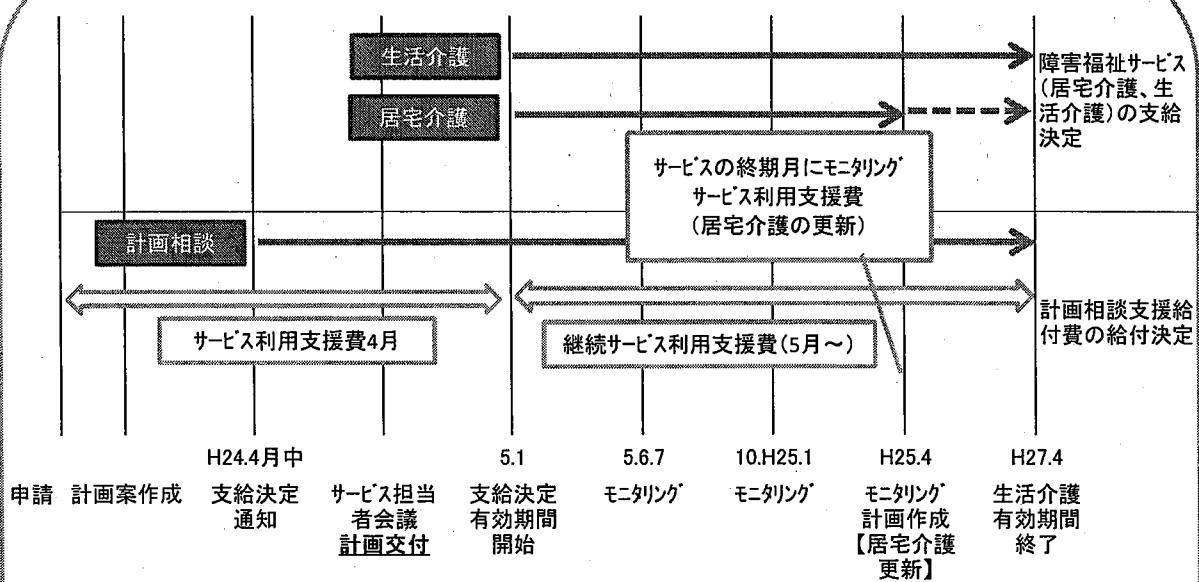
継続サービス利用支援費は、受給者証に記載されたモニタリング期間ごとに、モニタリングを実施した場合に算定する。

この場合の請求にあたっての関係に係る厚生労働省のQ&A

問	答
計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。	<p>例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH24.5.1～H25.4.30で、モニタリング期間を3月ごととする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.5～H25.4 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと(H24.7～H25.4) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.7～H24.10→H25.1～H25.4 <p>例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH24.5.1～H25.4.30で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3ヶ月間以内)とする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.4(計画作成月)～H25.4 2 受給者証のモニタリング期間の記載 每月ごと(H24.5～H25.7) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.5～H24.6～H24.7 <p>※ H24.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。 この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと(H24.10～H25.4) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.10～H25.4
サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分(以下の場合は平成24年4月分)として翌月に請求するのか。 (例)支給決定の通知日4月10日 計画作成4月20日 支給決定5月1日	お見込みのとおり。

このQ&Aのイメージ ※H24.5.1～ 居宅介護と生活介護を利用する場合(居宅介護は1年更新、生活介護は3年更新)

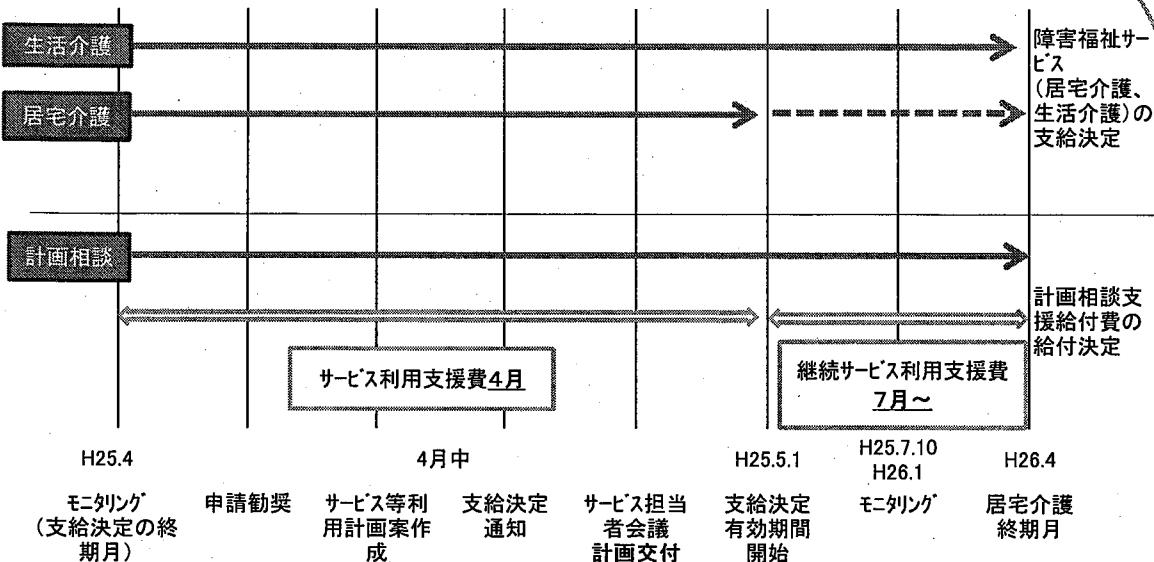
【参考例】



【ポイント】・サービスの有効期間終了月にモニタリングを実施するように設定する。
 ・複数のサービスを利用する場合は、各サービスの有効期間を把握し、モニタリング期間を設定する。

計画相談支援・障害福祉サービス等の更新を行う場合の流れ

参考例で居宅介護を更新する場合



【ポイント】

- 支給決定の終期月にモニタリングを実施した結果、引き続きサービス利用が必要な場合は、申請勧奨を行い、サービス利用支援を行う。(当該月の報酬はサービス利用支援費を算定)
- 障害程度区分認定の有効期間についても把握し、利用者と市町村との調整を図る必要がある。

●同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合

【報酬告示留意事項通知】

(4) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合

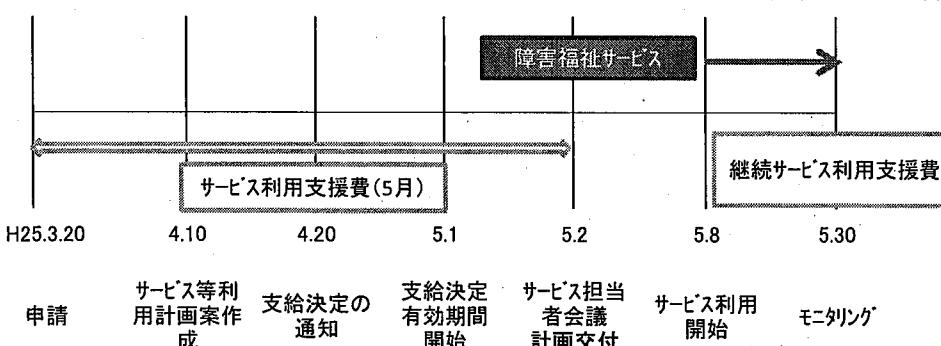
計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。

なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。

この留意事項通知については、次の場合等が想定される。

・指定サービス利用支援を月の上旬に行った場合

例：障害福祉サービスの有効期間開始日を5月1日で受けたが、実際にサービスの利用開始が5月2日以降となった場合など。



【ポイント】

- 新規に障害福祉サービスを利用する場合、いつから、どの事業所と契約して利用するかは利用者の判断によるため、「サービス等利用計画」の作成が、「サービス等利用計画案」を作成した月を跨ぐ場合も想定される。この場合は、「サービス等利用計画」を作成した月(例の場合5月分として6月に請求)にサービス利用支援費を算定する。
- この場合、報酬告示留意事項通知にもあるように、同一月にモニタリングをする必要性があり、実施した場合は、「継続サービス利用支援費」の算定も可能となる。

計画相談支援に関するQ&A

Q 1 計画相談支援を実施する場合の、市町村と特定・障害児相談支援事業所の事務処理の流れはどうなるのか。

(答) 事務処理の流れを整理すると次のとおり

○市町村

①介護給付費等支給申請書（様式第1号）受理



②サービス等利用計画案提出依頼（様式第16号）



③障害程度区分認定調査、程度区分認定



④サービス等利用計画案、計画相談支援給付費支給申請書（様式第17号）、計画相談支援依頼届出書（契約した指定特定相談支援事業者に係る届出書、様式第18号）を利用者から受理



⑤障害福祉サービス等の支給決定と併せて、計画相談支援給付費支給（却下）通知（様式第19号）、受給者証を利用者に交付



⑥相談支援専門員が開催するサービス担当者会議に、招集があれば参加

○事業所

①サービス等利用計画案提出依頼書を確認し、利用者と計画相談支援の提供について利用契約・重要事項説明（事務処理要領P118）



②アセスメント等を実施し、サービス等利用計画案を作成し、申請者に交付（計画案の提出は程度区分認定後）



③支給決定後、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画について、意見聴取（参加者は、サービス提供事業者等関係機関、本人もなるべく参加）



④サービス等利用計画を利用者に交付（交付したサービス等利用計画の写しを市町村に提出、運営基準第6条）



⑤モニタリング（継続サービス利用支援）を受給者証に記載している期間ごとに実施（モニタリング結果については、一定の場合のみ市町村へ報告、運営基準第6条）

※サービス等利用計画の変更

サービス等利用計画を変更する際には、原則として計画を作成する時と同様の流れで行うが、軽微な変更の場合はこの限りではない。（運営基準第15条第3項第3号）

Q 2 既に計画相談支援を導入している利用者が、障害福祉サービス等を更新する場合の事務処理はどうなるのか。

(答) 障害福祉サービス等の更新と計画相談支援を整理すると次のとおり

○市町村

○事業所

①更新申請書1式（様式第1号、17号、18号）、
サービス等利用計画案を申請者から受理



②サービス等利用計画案を勘案し、支給決定

①障害福祉サービス等の有効期限の終期月にモニタリング実施



②モニタリングを実施し、支給決定の更新が必要な場合は申請勧奨を行うとともに、サービス等利用計画案を作成・交付（この場合の報酬は、計画作成費のみを算定）



③支給決定を確認し、計画相談支援について契約更新



④支給決定後、サービス担当者会議を開催



⑤サービス等利用計画交付

Q 3 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員（入所・通所・在宅）と兼務する場合はサービス等利用計画を作成してはいけないのか。

(答)

サービス等利用計画案を作成する段階では、どこの事業所を利用するかは決定していないため、サービス利用支援（サービス等利用計画案・サービス等利用計画の作成・交付）については、特に制約はない。ただし、サービス等利用計画を作成した結果、相談支援専門員が兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合は、やむを得ない場合（※）を除き、モニタリングや支給決定の更新又は変更に係るサービス利用支援については、当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行うこと。

※やむを得ない場合とは、

- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3か月以内の場合
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

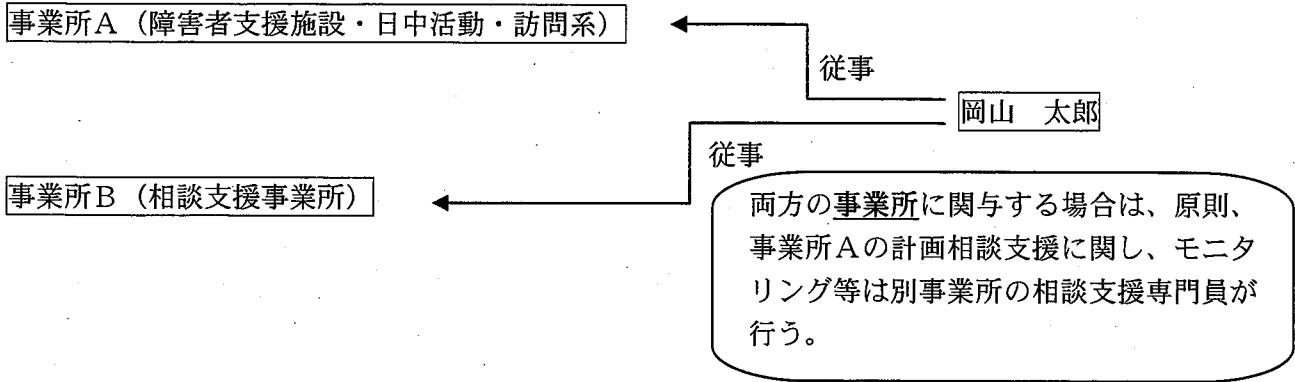
兼務の例

○障害者支援施設が相談支援事業所を併設する場合

- ・ 障害者支援施設の生活支援員が、生活支援員として週20時間、併設する相談支援事業所の相談支援専門員として週20時間勤務する場合
- ・ 障害者支援施設のサービス管理責任者が併設する相談支援事業所の相談支援専門員としても従事する場合（利用者の支援に支障がない場合）
- ・ 障害者支援施設の管理者が併設する相談支援事業所の相談支援専門員として従事する場合

このような場合は、当該障害者支援施設の利用者に対し、モニタリング等を実施することは原則不可。

兼務のイメージ



Q 4 サービス等利用計画案の提出を依頼した利用者については、必ずサービス等利用計画案どおりに支給決定を行う必要があるのか。

(答)

市町村は、サービス等利用計画を勘案して支給決定を行うこととされており、必ず計画案どおりに支給決定を行わなければならない、という事ではない。ただし、サービス等利用計画案は、相談支援専門員が本人のニーズ（課題）を洗い出し、そのサービスが必要となる根拠を整理したものであるため（利用者の同意も取っている）、サービス等利用計画案の内容と異なる支給決定をする場合は、支給決定をする前に相談支援専門員と協議すべき（必要に応じケア会議の開催）である。

ただし、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）や短期入所について、サービス利用量の変動することが見込まれる場合は、必要に応じ、支給決定基準の上限を支給決定するなど柔軟に対応すること。

Q 5 介護保険サービスを利用している者が障害福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画案は必要なのか。

(答)

障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

介護保険サービスを利用する場合は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）をケアマネージャーが作成することとなるため、介護保険上のケアプランに障害福祉サービスを位置づけることにより、対応が可能と考える場合は、サービス等利用計画の作成は不要である。

※計画相談支援の報酬告示には、居宅介護支援費重複減算・介護予防支援費重複減算の規定があるが、これは、介護保険法上の居宅介護支援事業所等が障害者自立支援法の特定相談支援事業所の指定も受けている場合で、同一の者が一体的に計画を立てた場合の減算の規定である。

- このQ&Aは、今後、厚生労働省から発出される通知等によっては、変更になる可能性があり得る。

相談支援関係Q&A

H24.3.6
厚生労働省

1 指定基準関係

細目	質問	回答
1 共通	指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。	指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。
2 計画相談支援 障害児相談支援	指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。	当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。
3 地域移行支援 地域定着支援	地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用及び体験宿泊並びに地域定着支援の一時的な滞在による支援は、指定基準において「指定障害福祉サービス事業者等」に委託できることとされているが、「等」は指定障害福祉サービス事業者以外にどのような者が想定されるのか。	指定基準においては、「指定障害福祉サービス事業者等」とは、法第29条第2項に規定する「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園」であり、これらの者以外に委託することはできない。 なお、体験宿泊及び一時的な滞在による支援は、指定障害福祉サービス事業者等への委託によらず、指定一般相談支援事業者が当該指定一般相談支援事業所以外の場所（アパート等）を確保して自ら実施することも可能であることに留意。
4 地域移行支援	地域移行支援の体験宿泊の実施場所如何。	体験宿泊は、指定障害福祉サービス事業者への委託によるグループホーム、ケアホームの空室での実施や、指定一般相談支援事業者が民間アパートなどを確保して実施することを想定している。
5 地域移行支援	地域移行支援計画は相談支援専門員ではない地域移行支援に従事する者が作成してもよいか。	作成できる。 なお、相談支援専門員以外の者が作成する場合にあっては、当該事業所の相談支援専門員が、必要に応じて技術的指導・助言を行うこと。
6 地域移行支援	「地域移行支援計画」と「サービス等利用計画」との違いは何か。	サービス等利用計画は、障害福祉サービスや地域相談支援の利用や地域における各種の支援サービス等を記載した総合的な支援の計画である。 地域移行支援計画は、サービス等利用計画の総合的な方針を踏まえて、地域移行支援の具体的な支援内容等を記載した個別の支援計画である。

細目	質問	回答
7 地域移行支援	地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を行う場合には、障害程度区分の認定は必要か。	不要である。
8 地域定着支援	地域定着支援について、「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合」とは、家族等の入院、自然災害等、外部要因により本人が緊急事態になっている状況については地域定着支援の対象外となるのか。	地域定着支援は、家族等の入院や自然災害等の外部要因により、障害を有することから緊急的な支援が必要となる場合も含まれる。
9 地域定着支援	一時的な滞在による支援の実施場所如何。	指定一般相談支援事業所の宿直室や、指定障害福祉サービス事業者への委託により障害者支援施設等の空室を活用して実施することを想定している。
10 地域定着支援	地域定着支援の「常時の連絡体制の確保」について、連携施設等を経由して指定一般相談支援事業所に連絡が届く体制でも可能か。	指定基準において、地域移行支援・地域定着支援のサービスの提供は、当該指定を受けた指定一般相談支援事業所において地域移行支援又は地域定着支援の業務に従事する者によって、提供されなければならないこととしている（体験利用、体験宿泊、一時的な滞在による支援を指定障害福祉サービスに委託する場合を除く。）。 よって、地域定着支援の常時の連絡体制は、当該事業所が直接利用者と連絡体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することが必要である。

2 指定事務関係

細目	質問	回答
1 共通	事業所指定の手続は、法の施行前でも可能か。	事業所指定については、法の施行前においても、整備法附則第37条の施行前の準備の規定に基づき、指定の申請行為や指定する旨の通知発出などの指定の準備行為を行つことができる。 なお、指定する旨の通知については、各指定基準が公布された日（3月中旬公布予定）以降に発出することとされたい。 また、指定の適用日は平成24年4月1日以降となることに留意。
2 指定特定・障害児相談支援事業所	指定に係る「総合的な相談支援」の基準について、現行の特定事業所加算の算定と同様に確認する必要があるか。	同様に確認することが必要である。 なお、医療機関や行政との連携体制に係る「自立支援協議会への定期的な参加」等については、例示であることに留意すること。
3 指定特定・障害児相談支援事業所	市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。	具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画案を勘案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。
4 指定特定・障害児相談支援事業所	障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみの指定でよいか。	お見込みのとおり。
5 指定特定・障害児相談支援事業所	都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合においては、指定にあたっての必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。	当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。
6 指定特定・障害児相談支援事業所	指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。	お見込みのとおり。 なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。
7 指定特定・障害児相談支援事業所	指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。	他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出とともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

細目	質問	回答
8 指定特定・障害児相談支援事業所	指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。	当該市町村に変更届出書を提出することとなる。
9 共通	相談支援専門員は実務経験と研修の受講が要件となるが、相談支援の提供体制の確保のため、研修の受講に係る経過措置を設けていただきたい。	相談支援専門員は、相談支援の質を確保するため、障害者等へのケアマネジメント技術等の研修の受講を必須としており、研修受講に係る経過措置を設けることは考えていない。 なお、昨年10月から研修の実施主体を指定事業者まで拡大することとしたところであり、都道府県においては、当該指定制度の活用等により研修の実施体制の拡大に努めていただきたい。
10 指定一般相談支援事業所	みなし指定される指定相談支援事業所は、24年度中（例：9月30日）に指定期間満了となる事業所についても24年度中は、指定一般相談支援事業所とみなしてよいでしょうか。	お見込みのとおり。
11 指定一般相談支援事業所	地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定は、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合に認めることとされているが、指定にあたっての具体的な基準や確認方法如何。	地域移行支援又は地域定着支援のみの指定を認める場合の具体的な確認方法等については、連携事業所の有無やその他の状況等を確認し、個別の実情を踏まえて判断していただくことを想定している。 なお、異なる詳細な基準や確認様式等を示すことは考えていない。
12 指定一般相談支援事業所	指定一般相談支援事業所は、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用及び一人暮らしに向けた体験宿泊並びに地域定着支援の一時的な滞在による支援を行う場所を、事前に確保しないと指定ができないのか。	これらの支援については、必要時に委託等により対応できればよく、指定の時点において確保しておくことは指定の必須要件ではない。 ただし、必要時に適切に対応ができるよう、事前に委託先等を確保しておくことが望ましい。
13 指定一般相談支援事業所	みなし指定の指定相談支援事業所の番号は、新しく付番する必要があるか。	新しく付番する必要はない。

3 支給決定通知・事務処理要領

細目	質問	回答
1 共通	受給者証(障害福祉サービス・地域相談支援・障害児の受給者証)や申請様式(障害者・障害児)については、一体の様式とすることが可能か。	お見込みのとおり。 市町村において適宜工夫して活用されたい。
2 共通	入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するのか。	お見込みのとおり。
3 共通	指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。	「地域生活支援事業の相談支援事業(財源は交付税措置)」は、指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」とは異なり、障害者自立支援法に基づき、市町村の責務として必ず実施する事業として規定されているものであり、これまでと何ら変更がないものである。
4 共通	地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必須か。	地域移行支援・地域定着支援を利用する者についてもサービス等利用計画の作成対象者となるが、障害福祉サービスと同様に、平成24年度から平成26年度までの3年間は、給付決定に当たってサービス等利用計画の作成は必須ではない。
5 計画相談支援 障害児相談支援	計画相談支援と障害児相談支援の担当部局が別となる場合、申請についても各々の部局に行うこととなるのか。	利用者の申請手続の負担軽減を図るため、できる限り、1つの窓口において一括りの申請様式により申請を受け付けることが望ましい。

細目	質問	回答
6 計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービスと障害児相談支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。	お見込みのとおり。
7 計画相談支援 障害児相談支援	計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。	<p>例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH24.5.1～H25.4.31で、モニタリング期間を3月ごととする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.5～H25.4 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと(H24.7～H25.4) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.7→H24.10→H25.1→H25.4 <p>例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH24.5.1～H25.4.31で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3ヶ月間以内)とする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.4(計画作成月)～H25.4 2 受給者証のモニタリング期間の記載 每月ごと(H24.5～H25.7) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.5→H24.6→H24.7 <p>※ H24.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。 この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと(H24.10～H25.4) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.10→H25.4
8 計画相談支援 障害児相談支援	指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。	「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限ではなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。 なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。

細目	質問	回答
9 計画相談支援 障害児相談支援	「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱いについては、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等を利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考え方。	お見込みのとおり。
10 計画相談支援 障害児相談支援	「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱いについては、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。	障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求ること。
11 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。	モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 支給決定の更新や変更が必要となる場合・ 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合・ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等
12 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成依頼を行っていない者から、計画案が提出された場合には、計画相談支援給付費等の申請は却下するのか。	当該者を担当する指定特定相談支援事業者等が、当該者に対して計画相談支援等を提供することが可能な場合には、計画相談支援給付費等の支給対象とすることが望ましい。
13 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案等(指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を含む。)の提出について、申請者からの理解が得られない場合には、計画案の提出なしに支給決定を行うことは可能か。	サービス等利用計画案等が提出されない場合には、やむを得ず計画案なしに支給要否決定を行うこととなる。 しかしながら、申請者に対し、計画案の作成の必要性について理解を求められたい。
14 計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。	お見込みのとおり。
15 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。	単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。 なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

細目	質問	回答
16 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。	指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。
17 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害程度区分の認定後ということよいか。	サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害程度区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害程度区分認定後となる。
18 計画相談支援 障害児相談支援	地域活動センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。	お見込みのとおり。
19 計画相談支援	介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。	市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。
20 地域移行支援 地域定着支援	地域相談支援に係る障害程度区分認定調査に係る項目の調査は、介護給付費に係る障害程度区分認定調査と同じく、市町村が調査の実施主体(指定一般・特定相談支援事業者等に委託可)となるのか。	お見込みのとおり。
21 地域定着支援	地域定着支援については、グループホーム・ケアホーム及び宿泊型自立訓練は対象外となるが、福祉ホームの入居者は対象となりうるのか。	福祉ホームの入居者は、指定一般相談支援事業者による緊急時の支援体制が必要な場合には対象として差し支えない。

4 報酬関係

細目	質問	回答
1 計画相談支援 障害児相談支援	モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勘定が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。	算定できる。
2 計画相談支援 障害児相談支援	サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分(以下の場合は平成24年4月分)として翌月に請求するのか。 (例) 支給決定の通知日4月10日 計画作成4月20日 支給決定5月1日	お見込みのとおり。
3 地域移行支援 地域定着支援	障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊、一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に算定されるのか、それとも、指定一般相談支援事業者に算定されるのか。	指定一般相談支援事業者に算定される。 なお、指定一般相談支援事業者が、委託により体験利用等を実施する場合は受託した障害福祉サービス提供事業者に委託費を支払うこととなる。
4 地域移行支援 地域定着支援	障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊及び一時的な滞在による支援の加算額と、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の委託費の額の関係如何。	基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託により実施する場合は当該額を委託先に支払うことを想定しているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えない。

5 その他

細目	質問	回答
1 基幹相談支援センター	地域生活支援事業費補助金の基幹相談支援センター等機能強化事業については、専門的職員の配置は基幹相談支援センター以外の相談支援事業所も補助対象となりうるが、地域の相談支援体制の強化の取組及び地域移行・地域定着の促進の取組は基幹相談支援センターのみが補助対象となるという理解でよいか。	お見込みのとおり。